



柏市
KASHIWA CITY

申請書の誤送付について

障害福祉課において、補装具費の支給申請書を誤って他の方へ送付したことが判明しました。関係する皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

1 内容

対象者の氏名等が記載された申請書様式を、他の方へ送付したもの。

補装具費支給申請書は、補装具に関する助成金を申請する際に市民のかたが市へ提出する書類。相談等を受けた際に、市側が対象者の情報を事前に記載した様式を用意し、個別に送付している。

2 経緯

7月19日(水):補装具希望者(以下、A)の家族から当課へ連絡があり、郵送された補装具申請書が他人(以下、B)のものであると報告が入る。

7月20日(木):Aの家族宅へ訪問し、謝罪。誤送付された申請書を受け取り、持参時に作成したA本人の申請書を家族へ渡す(Aの補装具申請書は未発送であることを確認済)。

B宅へ連絡するが繋がらず。

7月21日(金):誤送付した申請書に記載の情報は、個人情報保護法の要配慮者情報に該当するものであり、今回の漏洩事案について、同法に基づき、国の個人情報保護委員会に報告。

引き続きBへ連絡するが繋がらず、同日夜、Bの自宅を訪問。

Bは不在であったが、在宅していたBの家族の方に、障害福祉課への連絡を依頼する文書をお渡しする。

7月24日(月):Bの自宅を訪問。本事案について謝罪。

3 原因

職員がシステム上でBに関する処理を行っている間に、Aの家族からの電話連絡を受け、Aに関する書類を作成すべきところ、誤ってBの書類を作成したこと。

また、申請書類を送付する際、送付する申請書内に印刷された氏名等を確認せず、Aの家族宛ての封筒に入れ郵送してしまったこと。

4 再発防止

市民の方へ個人情報記載された書類を郵送する場合は、複数担当者による確認を行うことでチェック体制を強化し、再発防止に努めてまいります。

【本件に関するお問い合わせ先】

柏市福祉部障害福祉課

電話 04-7167-1136 / FAX 04-7167-0294